

破産手続開始通知書

債権者
債務者
財産所持者 各位

東京地方裁判所民事第20部B係
裁判所書記官 國吉 泰

当裁判所は、次の破産事件について、令和2年6月30日午後5時、下記のとおり破産手続を開始しましたので通知します。

事件番号 令和2年(フ)第3915号
(申立年月日 令和2年6月26日)
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷四丁目7番65号
債務者 ミナト興業株式会社
代表者代表取締役 湯浅 巧

記

- 破産決定の主文
債務者ミナト興業株式会社について破産手続を開始する。
- 破産管財人の住所及び氏名
東京都中央区日本橋茅場町3-12-2 ASKビル6階 明哲綜合法律事務所
弁護士 伊藤 一哉
電話 03-3527-2045 FAX 03-3527-2047
- 破産者に対して債務を負担している者及び破産者の財産を所持している者は、破産者に弁済し又はその財産を交付してはならない。
- 当裁判所は、本破産事件について、破産者の財産で破産手続の費用を支弁するのに不足が生じるおそれがあると考え、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期間を当面定めないこととしました(破産法第31条2項)。破産債権の届出をすること自体は妨げられませんが、破産管財人において、破産財団の調査を進め、破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれなくなった場合には、改めて、破産債権届出期間等について連絡をさせていただきますので、当面、破産債権届出書の提出は必要ありません。
なお、住所等の連絡先を変更したときは届け出てください。
※ 本件については、知っている債権者の数その他の事情を考慮して財産状況報告集会を招集しないこととしました。その代わりに、財産状況報告書を破産管財人事務所に備え置きます。
財産状況報告書の備置きは、3か月後を予定しています。
- 前記4の記載にかかわらず、交付要求庁においては、随時、破産管財人に対して交付要求を行ってください。
- 破産手続の進行については破産管財人まで、破産手続開始前の事情に関するお問い合わせについては申立人代理人までお願いします。

申立人代理人 弁護士 菰田 優 電話 03-3507-0635